

グリーン・ツーリズムバス運行支援制度とは

農林漁業の体験や視察研修を通じて、農林漁業や訪れた地域の応援団となっていただくことを目的として、県民の皆様が農山漁村地域へ貸切バス又は貸切船（以下、「バス等」という。）を利用して旅行する場合、県がバス等借上経費の一部を助成する制度です。

1 この制度を利用できる方・利用できる台数

- この制度の利用対象：①県内の自治会・高齢者・女性・青少年等の団体
 - ②兵庫県内の中山間地域以外の地域において「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」事業^{注1}及び「企業の森づくり」事業^{注2}に取組む企業（中山間地域で取組む場合は、「農山村応援活動バス」をご利用ください）
 - ③県内の小・中学校^{注3}

注1 「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」事業とは、中山間地域の農山村を舞台に、企業と農山村住民が一体となって農山村を活性化させることを目的に、県・市町・農山村・企業が親善協定を締結し、社会貢献活動等を実施する事業。

注2 「企業の森づくり」事業とは、森林や山村地域にある森づくり活動の受入に係る様々な情報を収集するとともに、都市側の企業や団体等の森づくり活動に対する要望等から適正なマッチングを行い、森づくり活動の実践をコーディネート、技術的サポートなどを実施する事業。

注3 バス借上げ料について自然学校等の他の公費助成がある事業の場合は助成できません。

※ 利用できない団体

- ・ 宗教、政治、営利活動を目的とする団体。
- ・ 公共団体、企業、学校等の団体（企業の研修、学校・保育所等の遠足）。公民館が募集するツアー団体。
- ・ バス等借上経費を県・市町等の公費助成を受ける（一部助成を含む）団体。
ただし、兵庫県内の中山間地域以外で、「ひょうご企業と農山村のふるさとづくり」事業及び「企業の森づくり」事業に取り組む企業並びに兵庫県内の小・中学校は利用することができる。

- 利用台数：制限はありません。

2 旅行の条件

(1) 旅行の目的、訪問先

県内の農林漁業関係施設に、**視察研修として1箇所、農林漁業体験として1箇所、合計2箇所訪問し、合わせて60分以上実施**する。

- ※1 **農林漁業体験の所要時間が60分以上となる場合は、体験のみで可。また、同一施設で視察研修及び農林漁業体験の両方を実施する場合は、訪問先は1箇所まで可。**
- ※2 「農林漁業関係施設」とは、県・市町・J A・農林漁業者等が地域の農林漁業の振興のために整備した、農林漁業体験等のサービスを提供する施設。
- ※3 「視察研修」とは、施設において、施設の管理者等から当該施設設置の目的やその背景、地域の農林漁業について説明を受けること。（単なる施設案内は不可。）
- ※4 「農林漁業体験」とは、加工体験（そば打ち、豆腐づくり等）、作業体験（田植え、稲刈り、森林の枝打ち、下草刈り等）、観光農林漁業体験（いちご狩り、地引き網等）など。陶芸及び自然散策・観察、食事等は不可。
- ※5 「農林漁業関係施設」での視察・体験であっても、農林漁業と関連の見られない内容は不可。

(2) 行程

「日帰りコース」または「宿泊コース」

原則として出発地から視察、体験施設等を経由し、出発地に戻るまでとします。

「宿泊コース」については、視察研修と農林漁業体験を1日で実施しても、2日に分けた実施も可。

ただし、県外に宿泊する場合は「日帰りコース」とする。

(3) 参加人数

20人以上 (当日の参加者が20人未満となった場合は助成の対象外。)

(4) 利用バス

貸切バス(船を含む)または定員20人以上のレンタカー。

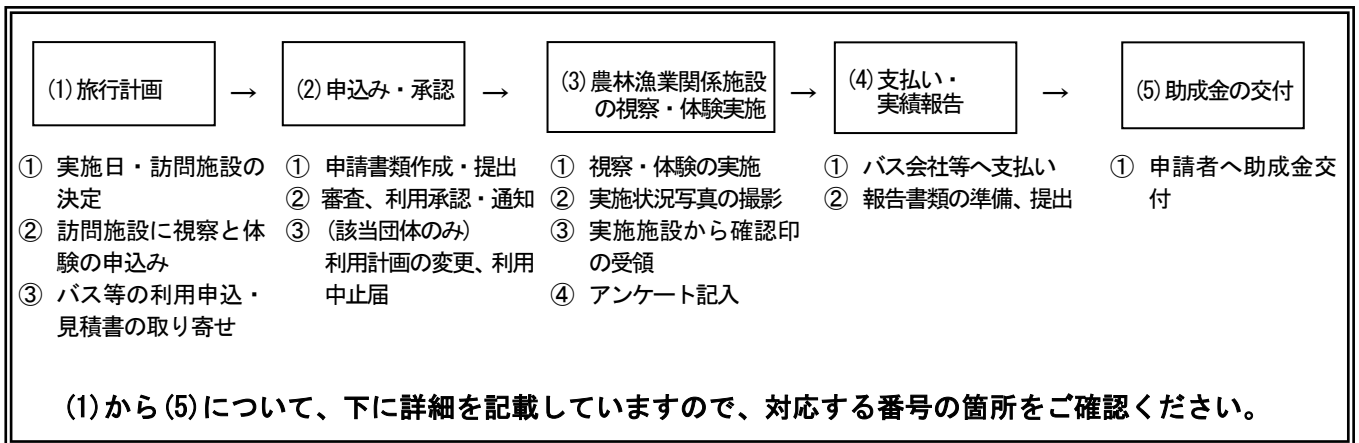
3 助成金額

バス1台につき、「日帰りコース」：2万5千円、「宿泊コース」：5万円 ※船もこれに準ずる。

(ただし、バス借上経費(消費税、通行料、駐車料、ガイド料等を除く)がこれを下回る場合は、そのバス借上経費が上限とする。また、同一行程でバスと貸切船を利用した場合は、いずれか一方を対象に助成する。)

4 計画、申込みから助成金の交付まで

【手続きの流れ】



(1) 旅行計画

- ① 実施日・訪問施設の決定
- ② 訪問施設への申込み

訪問施設に、当制度利用の条件(農林漁業関係施設での視察や体験をしなければならないこと、視察や体験の所要時間)を伝え、条件にあった内容で対応してもらえるか、確認すること。

- ③ バス会社等へ申込み

バス会社、船会社、旅行会社又はレンタカー会社(以下「バス会社等」という。)に利用を申込み。「バス等経費見積書」の作成を依頼。

(2) 申込み・承認

- ① 申込書の提出(旅行日の20日前までに提出)

以下の書類を郵送又は持参により提出してください。

- ア. グリーン・ツーリズムバス利用申込書
- イ. バス等経費見積書(コピー可)

送付先：〒650-0011 神戸市中央区下山手通 5-7-18

公益社団法人 ひょうご農林機構 地域づくり課(都市農村交流バス担当) まで

TEL (078)361-8131 FAX (078)361-8128

※令和3年4月より、上記の送付先が変わりましたのでご注意ください。

◎ 申込の受付期間

次の4期で受付します。

期	ご利用日(期間)	募集開始日
1期	令和4年4月1日～6月30日	令和4年3月1日
2期	令和4年7月1日～9月30日	令和4年5月1日
3期	令和4年10月1日～12月31日	令和4年8月1日
4期	令和5年1月1日～3月10日	令和4年11月1日

※申込は先着順で受付し、各期の「日帰り」、「宿泊」各コースの予定台数に達し次第締め切ります。ただし、各期の予定台数に達した日の到着分は抽選とします。予定台数に達した以降の申込の場合は「キャンセル待ち」での受付となります。

② 審査、利用の承認・通知

- ・受付順に申込書の内容を審査し、利用承認を決定します。なお、3月下旬以降に承認書を発行します。
(申込者の概要や活動内容等がわかる資料を提出していただく場合があります。)
- ・利用を承認した団体には、利用承認書及び報告関係書類（実施状況確認票、代表者アンケート、助成金請求書ほか）を送付します。
- ・不承認となった団体にも、その旨通知します。

③ 利用計画の変更、利用中止の場合について(該当する団体のみ)

・利用計画の変更

やむを得ない事情により、当初に申請された利用計画の変更を行おうとする場合、すみやかに**利用変更届**を提出してください。その際、変更内容が分かる資料を添付してください。

なお、軽微な変更（参加人数の変更や、助成金額の変更を伴わないバス等借上経費の変更）の場合には、利用変更届の提出を省略できます。

・利用の中止

下記の場合は、すみやかに**利用中止届**を提出してください。

- ア やむを得ない事情により旅行を取りやめる場合
- イ 参加人数の減などバス等利用条件を満たさなくなった場合
- ウ バス台数が減少となる場合

(例：バス台数が2台から1台に減少する場合は、減少する1台について利用中止届をお願いします)

(3) 農林漁業関係施設の視察・体験実施

① 視察・体験の実施

原則参加者全員で受講すること。(体調不良などやむを得ない理由により参加できない場合は除く)

② 実施状況写真の撮影

研修や体験の実施状況が確認できる写真を撮影。

③ 実施施設（管理者）から確認印の受領

- ・ 「グリーン・ツーリズムバス実施状況確認票」に、訪問施設の名称等が確認できる確認印（なるべく日付入りのもの）の押印を受けること。
- ・ 宿泊コースの場合は、宿泊施設において、宿泊確認の押印を受けること。
- ・ 記念スタンプなど、施設利用客が自由に押せるものは不可。

④ アンケート記入

(4) 支払・実績報告

① バス会社等へ支払い

- ・ バス会社等にバス等借上費用全額を支払う。
- ・ 経費を支払ったことが確認できる書類（領収書の但し書き又はその明細等でバス等費用が含まれていることが明記されたもの）を受け取ること。

② 報告書類の準備、提出

以下の書類を準備し、旅行終了後1ヶ月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日に提出すること。なお、写真は返却しません（PR等で活用する場合があります）のでご了承ください。

ア. グリーン・ツーリズムバス実施状況確認票

イ. 助成金請求書

ウ. 通帳のコピー（支店名、口座番号、口座名義が確認できるページ）

エ. 旅行者が負担したバス等借上費用を確認できる書類（領収書（コピー可）又はそれに準ずる書類）

オ. 実施状況写真（3枚程度）（研修・体験の実施状況が確認できる写真。返却しません。）

カ. 利用団体代表者アンケート

(5) 助成金の交付

① 申請者に交付

- ・ 助成金は、実施状況を確認後、提出された助成金交付請求書に基づき、指定の金融機関口座へ振り込みます。
- ・ 書類に不備がある場合は受付できません。また、旅行終了後1ヶ月以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日に必要書類の提出が無い場合は、利用承認を取り消し、助成金を交付できませんのでご注意ください。

5 その他

(1) 保険加入

万一、ご利用のバス等で交通事故等が発生した場合、当方は責任を負いません。保険に加入するなどの対策を講じることをお勧めします。

(2) 助成金の支払取消・返還、不正行為

申込書記載のとおりを実施していないことが判明した場合は、助成金の支払を取り消す（支払済の場合は返還を求める）場合があります。

また、不正行為があった場合、利用団体については、事実が判明した年度と翌年度、都市農村交流バス（全コース）の利用を承認しないほか、バス会社等については、事実が判明した日から2カ年の間、利用団体のバス等借上先として承認しません。